

# 自動車の移転・廃車手続きはお済みですか？

自動車税は、毎年4月1日現在、自動車検査証（車検証）に記載されている所有者（割賦販売の場合は使用者）の方に課税されます。

自動車を譲渡したときは「移転登録」、廃車したときは「抹消登録」の手続きが必要です。お早めに、管轄の運輸支局又は自動車検査登録事務所で手続きをお済ませください。

## ◇ 自動車を譲渡したとき：

平成31年3月29日（金）までに「移転登録」をお済ませください。

移転登録の手続きがお済みでないと、手放したはずの自動車に自動車税が課税され、トラブルの原因となります。

## ◇ 廃車等で自動車を使わなくなったとき：

速やかに「抹消登録」をお済ませください。

抹消登録の手続きがお済みでないと、廃車したはずの自動車に自動車税が課税され、トラブルの原因となります。

登録手続きに関しては、以下のホームページをご覧ください。

〈国土交通省ホームページ「自動車検査・登録ガイド」〉

[http://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha\\_fr6\\_000007.html](http://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_fr6_000007.html)

【お問い合わせ先】東京都自動車税コールセンター 03-3525-4066

平日 9時～17時（土・日・休日・年末年始を除く）

## 自動車税住所変更届の電子申請をご利用ください

引越しをしたときは、管轄の運輸支局又は自動車検査登録事務所で自動車の住所変更登録の手続きが必要です。変更登録の手続きが遅れますと、自動車税の納税通知書が届かないなどのトラブルの原因となります。

やむを得ず手続きが遅れる場合は、電子申請や電話により、納税通知書の新しい送付先住所をお知らせください。電子申請は、パソコン・スマートフォン等から24時間ご利用いただけます。

なお、本届出をされても自動車検査証（車検証）の住所は変更されませんので、別途住所変更登録の手続きを行ってください。

※ 東京ナンバーの自動車に限ります。

※ 軽自動車・二輪車・原動機付自転車は、お住まいの区市町村へお問い合わせください。

※ 電子申請をご利用いただくには、東京共同電子申請・届出サービスへの利用者登録が必要です。

※一部のスマートフォンはご利用になれません。

【お問い合わせ先】東京都自動車税コールセンター 03-3525-4066

平日 9時～17時（土・日・休日・年末年始を除く）





# 個人事業税の申告期限は3月15日（金）です

申告が必要な方	<p>前年に事業主控除額を超える事業所得等のある個人事業主</p> <p>※ 所得税の確定申告書や住民税の申告書を提出した方は、改めて事業税の申告書を提出する必要はありません。</p> <p>※ 事業を廃止した場合は、廃止の日から1か月以内（死亡による廃止の場合は4か月以内）に個人の事業税の申告をする必要があります。</p>
申告期限	平成31年3月15日（金）
申告先及び問い合わせ先	所管の都税事務所・都税支所・支庁

## 個人事業者のみなさまへ

### 事業所税(23区内)、個人事業税の申告はお済みですか？ 申告期限は、3月15日(金)です。

#### 事業所税

平成30年12月31日現在、次の条件に該当する場合には、平成31年3月15日（金）までに申告納付が必要です。

区 分	要 件
資 産 割	23区内全域の事業所等の合計床面積が1,000㎡を超える場合
従 業 者 割	23区内全域の事業所等の合計従業者数が100人を超える場合



※このほか、以下の場合にも、申告が必要です。

- 前年に納税義務があった場合
- 23区内全域の事業所等の合計床面積が800㎡を超える場合、または合計従業者数が80人を超える場合

#### 個人事業税

前年に事業主控除額を超える事業所得等のある個人事業者の方は、平成31年3月15日（金）までに申告が必要です。

- 所得税の確定申告書や住民税の申告書を提出した方は、改めて事業税の申告書を提出する必要はありません。
- 事業を廃止した場合は、廃止の日から1か月以内（死亡による廃止の場合は4か月以内）に個人の事業税の申告をする必要があります。

●お問い合わせ先 所管都税事務所の各税目担当班

- ・東京都では、23区内の事業所税について、eLTAX（地方税ポータルシステム）を利用した電子申告及び電子申請・届出の受付を行っています。また、eLTAXにより電子申告を行っている場合、電子納税による納付も可能です。ぜひご利用ください。
- ・ご利用手続きについて、詳しくはeLTAXのホームページをご覧ください。ヘルプデスクまでお問い合わせください。

【 ホームページ】 <http://www.eltax.jp/>

【 ヘルプデスク】 0570-081459（IP電話をご利用の場合：03-5500-3010）

平日 9時～17時

（土・日・休日、年末年始12/29～1/3を除く）

# 個人住民税の寄附金税額控除を受けるには確定申告が必要です

地方自治体や一定の団体等に対して2,000円を超える寄附をした場合、一定額を上限として、個人住民税の税額控除を受けることができます。税額控除を受けるためには、確定申告書の「住民税に関する事項」欄に寄附先及び寄附金額等を記載し、領収書等を添付の上、税務署に申告する必要があります。(所得税が課税されずに個人住民税のみが課税される方は、お住まいの区市町村に住民税申告を行ってください。)

## <寄附金税額控除の対象となる寄附金>

- 1 地方自治体への寄附金（ふるさと納税）  
※ふるさと納税ワンストップ特例制度が適用される場合は、確定申告は不要です。
- 2 東京都共同募金会及び日本赤十字社（東京都支部）への寄附金
- 3 所得税の控除対象寄附金のうち、都又は区市町村が条例で指定した寄附金
  - ・都民税については、都内に主たる事務所を有する公益社団法人・公益財団法人、社会福祉法人、学校法人、認定NPO法人等への寄附金を指定しています。
  - ・区市町村民税については、区市町村が条例で寄附金指定をしていますので、お住まいの区市町村にお問い合わせください。

## 【地方自治体への寄附金の例（東京都に30,000円を寄附した場合）】

### 所得税の確定申告書A（第二表）

#### ○ 住民税に関する事項

16歳未満の扶養親族の氏名	続柄	生年月日	別居の場合の住所
個人番号			
個人番号			
寄附金税額控除	寄附先	寄附金額	寄附先
	都道府県、市区町村分	30,000円	都道府県
	住所地の共同募金会、日赤支部分		市区町村
別居の控除対象配偶者・控除対象扶養親族の氏名・住所			

控除	個人番号	国外居住
	明・大昭・平	万円
	個人番号	国外居住
		(14) 扶養控除額の合計
		万円
(17) 雑損控除	寄附先の所在地・名称	東京都新宿区西新宿2-8-1 東京都
(18) 医療費控除	支払医療費等	保険金などで補填される金額
(19) 寄附金控除	寄附先の所在地・名称	寄附金

※の支払証明書など申告書に添付しなければならない書類は添付書類台紙などに貼ってください

### 【お問い合わせ先】

- 確定申告の手続について
- 住民税申告の手続について
- ふるさと納税の手続等について
- 都の条例指定寄附金について
- 区市町村の条例指定寄附金について

※上記の記載例は29年分申告書様式を用いています。

管轄の税務署  
お住まいの区市町村  
寄附先の自治体  
主税局課税部課税指導課 03-5388-2969  
お住まいの区市町村

# 中小企業者向け省エネ促進税制



東京都では、中小企業者が地球温暖化対策の一環として行う省エネルギー設備等の取得を税制面から支援するため、都内の中小規模事業所等において、特定の省エネルギー設備等を取得した場合に、法人事業税、個人事業税を減免しています。

## 【中小企業者向け省エネ促進税制の概要】

対象者	「地球温暖化対策報告書」等を提出した中小企業者 ・資本金1億円以下の法人等、個人事業者が該当します。
対象設備	次の要件を満たすもの ①特定地球温暖化対策事業所等以外の事業所において取得されたもの ・特定地球温暖化対策事業所等とは、3年連続消費エネルギー量 1,500kl 以上の事業所をいいます。 ②「省エネルギー設備及び再生可能エネルギー設備」（減価償却資産）で、環境局が導入推奨機器として指定したもの*（指定された導入推奨機器は、環境局のホームページで公表しています。） *空調設備（エアコンディショナー、ガスヒートポンプ式冷暖房機） *照明設備（LED照明器具、LED誘導灯器具） *小型ボイラー設備（小型ボイラー類） *再生可能エネルギー設備（太陽光発電システム、太陽熱利用システム）
減免額	設備の取得価額（上限 2,000 万円）の2分の1を、取得事業年度の法人事業税額又は取得年の所得に対して翌年度に課税される個人事業税額から減免 ただし、当期事業税額の2分の1が限度 ※減免しきれなかった額は、（法人）翌事業年度等、（個人）翌年度の事業税額から減免可
対象期間	（法人）平成33（2021）年3月30日までの間に終了する各事業年度に設備を取得し、事業の用に供した場合に適用 （個人）平成32（2020）年12月31日までの間に設備を取得し、事業の用に供した場合に適用
減免手続	減免を受けるためには、事業税の納期限（申告書の提出期限の延長承認を受けている法人の場合は、その日）までに、減免申請書及び必要書類を提出してください。 なお、申請期限を過ぎますと減免を受けることができませんのでご注意ください。

◆詳しくは主税局ホームページ内「〈東京版〉環境減税について」をご覧ください！

主税局 環境減税

検索

詳しい案内やQ&Aも掲載しています。

## 【お問い合わせ先】

- 中小企業者向け省エネ促進税制に関すること
  - ・所管都税務所の法人事業税・個人事業税班
  - ・主税局課税部法人課税指導課（法人事業税班） 03-5388-2963
  - ・主税局課税部課税指導課（個人事業税班） 03-5388-2969
- 地球温暖化対策報告書制度・導入推奨機器に関すること  
東京都地球温暖化防止活動推進センター（クール・ネット東京） 03-5990-5091

# 大法人の電子申告が義務化されます

平成 30 年度税制改正により、大法人が提出する平成 32（2020）年 4 月 1 日以後に開始する事業年度の法人事業税・法人住民税の申告書及び申告書に添付すべきものとされている書類は、電子情報処理組織を使用する方法（eLTAX）により提出しなければならないこととされました。その概要について、以下のとおりお知らせします。

## ■ 対象税目

法人事業税及び法人住民税

## ■ 対象法人

大法人とは、以下の（1）及び（2）に掲げる内国法人をいいます。

- （1）事業年度開始の時ににおいて資本金の額又は出資金の額が1億円を超える法人
- （2）相互会社、投資法人及び特定目的会社

## ■ 適用開始事業年度

平成32（2020）年4月1日以後に開始する事業年度

## ■ 対象申告書等

確定申告書、中間（予定）申告書、仮決算の中間申告書、修正申告書及びこれらの申告書に添付すべきものとされている書類

●大法人の電子申告義務化については、東京都主税局ホームページ（<http://www.tax.metro.tokyo.jp/>）・eLTAX ホームページ（<http://www.eltax.jp/>）をご覧ください。

●国税も同様に大法人の電子申告が義務化されます。詳細については、e-Tax ホームページ（<http://www.e-tax.nta.go.jp/>）をご覧ください。



—都税についてのお知らせ—

## 4月から 固定資産税における土地・家屋の価格などがご覧になれます(23区内)

- ◆ 縦覧期間 平成31年4月1日(月)から7月1日(月)まで(土・日・休日を除く)
- ◆ 縦覧時間 9時~17時
- ◆ 縦覧場所 土地・家屋が所在する区にある都税事務所

<縦覧できる方>

平成31年1月1日現在、23区内に土地・家屋を所有する納税者の方

<縦覧できる内容>

所有資産が所在する区で課税されている土地・家屋の価格など(縦覧帳簿)

<必要書類>

納税者本人であることを証明できるもの。

※ 運転免許証、旅券(パスポート)等、官公署が発行した顔写真付きの書類であれば1種類の提示、それ以外の書類は複数の提示が必要です。詳細は東京都主税局のホームページをご覧ください。土地・家屋が所在する区にある各都税事務所にお問合せください。

(注) 納税通知書は6月3日(月)に発送予定です。

東京都主税局では、本人へのなりすましなどにより、不正な目的で公簿の閲覧及び証明の申請を行うことを防止し、納税者の皆様の個人情報保護を図るために、縦覧時の本人確認等を厳格に行っております。ご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

—都税についてのお知らせ—

～転居等により、23区内の固定資産税・都市計画税（土地・家屋）の  
納税通知書送付先を変更される方へ～

## 固定資産税・都市計画税 納税通知書（土地・家屋）の 送付先変更手続き

はお済みですか？



住民票の変更手続きをされても、不動産登記簿上の所有者の住所を変更する登記手続きをされない場合、  
23区内の固定資産税・都市計画税（土地・家屋）の納税通知書の送付先は変更されません。  
登記手続きがお済みでない場合は、以下の送付先変更手続きをお願いいたします。

### 【郵送の場合】

「固定資産税・都市計画税納税通知書送付先変更届」を資産の所在する区にある都税事務所にご提出  
ください。

### 【インターネットの場合】

「東京共同電子申請・届出サービスホームページ」からお手続きください。

- 上記手続きは、23区内の固定資産税及び都市計画税（土地・家屋）の納税通知書送付先住所を変更するためのもの  
です。**納税通知書の送付先住所以外を変更することはできませんので、ご注意ください。**  
＜変更できないもの（例）＞ 不動産登記簿上の所有者の住所・氏名、納税通知書の名義人の氏名
- 海外へお引越される方は、納税管理人を定めてご申告いただく必要があります。

詳しくは、資産の所在する区にある都税事務所にお問い合わせください。

不動産登記簿の登記手続きにつきましては、東京法務局登記電話相談室（03-5318-0261）にお問い合わせくだ  
さい。

—都税についてのお知らせ—

## 耐震化 のための 建替え 又は 改修 を行った住宅に対する 固定資産税・都市計画税を減免します（23区内）

### ＜耐震化のための建替え＞

#### 減免対象

昭和57年1月1日以前からある家屋を取り壊し、当該家屋  
に代えて、平成32年(2020)年3月31日までに、耐震化  
のために新築された住宅のうち、一定の要件を満たすもの

#### 減免の期間と額

新築後新たに課税される年度から3年度分について居住  
部分の固定資産税・都市計画税を全額減免(減免の対象と  
なる戸数は、建替え前の家屋により異なります。)

#### 申請期限

新築した年の翌々年の2月末  
(1月1日新築の場合は翌年の2月末)

### ＜耐震化のための改修＞

#### 減免対象

昭和57年1月1日以前からある家屋で、平成32年(2020)  
年3月31日までに、現行の耐震基準に適合させるよう一定  
の改修工事を施したもの

#### 減免の期間と額

改修工事完了日の翌年度分から一定期間、居住部分で1戸  
あたり120㎡の床面積相当分まで固定資産税・都市計画税  
を耐震減額適用後全額減免

#### 申請期限

改修工事が完了した日から3ヶ月以内

減免を受けるには申請が必要です。建替えと耐震改修とでは減免申請期限が異なりますのでご注意ください。  
詳しくは、当該住宅が所在する区にある都税事務所へお問い合わせください。

## 不燃化特区内において不燃化のための建替えを行った住宅 に対する固定資産税・都市計画税を減免します（23区内）

### <減免対象>

不燃化特区内において、不燃化のための建替えを行った住宅のうち、以下の要件を全て満たすもの

#### <取り壊した家屋>

- 不燃化特区内に所在する
- 家屋の構造が木造又は軽量鉄骨造（2以上の構造がある場合には、木造又は軽量鉄骨造の床面積が総床面積の2分の1以上）
- 不燃化特区の指定期間中に取り壊されている（ただし、住宅を新築した後に家屋を取り壊す場合は、住宅を新築した日から1年以内（平成32（2020）年4月1日から平成32（2020）年12月31日まで）に新築した場合は、平成33（2021）年3月31日まで）に取り壊されている必要があります。）

#### <新築した住宅>

- 不燃化特区内に所在する
- 耐火建築物又は準耐火建築物
- 検査済証の交付を受けている
- 新築年月日が不燃化特区の指定日から平成32（2020）年12月31日まで
- 居住部分の割合が2分の1以上

#### <所有者>

- 取り壊した家屋の所有者と新築した住宅の所有者が同一であること（一定の緩和要件があります。）

### <減免される期間・税額>

新築後新たに課税される年度から5年度分について居住部分の固定資産税・都市計画税を全額減免（減免の対象となる戸数は、建替え前の家屋により異なります。）

### <減免を受けるための手続き>

新築された年の翌々年（1月1日新築の場合は翌年）の2月末日までに申請してください。  
詳しくは、新築した住宅が所在する区にある都税事務所までお問い合わせください。

### <不燃化特区>

東京都都市整備局のホームページをご覧ください。



—都税についてのお知らせ—

## 不燃化特区内において防災上危険な老朽住宅を除却した更地 に対する固定資産税・都市計画税を減免します（23区内）

### <減免対象>

不燃化特区内において、防災上危険な老朽住宅を除却した土地のうち、以下の要件を全て満たすもの

#### <取り壊した住宅>

- 区から防災上危険な老朽建築物であると認定を受けていること（※）
- 不燃化特区に指定された日から平成32（2020）年12月31日までの間に取り壊されていること

#### <取り壊した後の土地>

- 住宅の取壊しにより、土地の認定が小規模住宅用地から非住宅用地に変更されたこと
- 防災上有効な空地として適正に管理されていると区から証明されていること（※）

#### <所有者>

- 住宅を取り壊した年の1月1日時点の土地所有者が減免を受けようとする年の1月1日時点において、引き続き所有していること

### <減免される期間・税額>

最長5年度分、住宅を除却した後の土地に対する固定資産税・都市計画税の8割を減免（小規模住宅用地並みに軽減されます。）

### <減免を受けるための手続き>

減免を受けようとする年度の第1期分の納期限（6月30日（土・日・休日の場合は翌開庁日））までに申請してください（毎年申請が必要です）。

詳しくは、当該土地が所在する区にある都税事務所までお問い合わせください。

（※）老朽住宅の認定及び適正管理の証明については各区の担当窓口にお問い合わせください。